

NEWS LETTER

8月といえば、夏祭りの季節ですね。各地でいろいろなお祭りが開催されますが、楽しみにされている方も多いのではないでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

8
2018



接待飲食の50%損金・
中小の800万円定額控除の継続
交際費課税の2年延長

民泊新法6月15日スタート
課税の取扱いを確認
年休の発生要件と出勤率の計算方法
企業の教育訓練への支出状況

税理士法人 吉井財務研究所
岡山県岡山市北区青江1丁目4番16号
TEL : 086-226-5265 / FAX : 086-224-3051
<http://www.yoshiizaimu.co.jp>

接待飲食の50%損金・中小の800万円定額控除の継続 交際費課税の2年延長

平成30年度税制改正により、法人に係る交際費課税の取扱いが2年延長されています。改めて制度の概要を確認します。

■制限される税務上の“交際費等”

法人税の計算上、“交際費等”は経費として認められる額（損金）に制限が設けられています。この“交際費等”とは、右記の相手方に対する接待、供応、慰安、贈答などの行為のために出支する費用を指します（措法61の4④）。そのため従業員のために支出する費用であっても、いわゆる“社内交際費”については、この“交際費等”に該当します。

接待等の相手方
●得意先
●仕入先
●その法人の役員
●その法人の従業員
●その法人の株主 等

■中小法人は年800万円まで

損金として認められる額は、図表1のとお

り、中小法人（資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人の子法人等を除く）であれば、支出交際費等の額の合計額のうち年800万円まで（事業年度が1年未満の場合には月数換算します）です。規定上、接待飲食費の50%相当額といずれか選択となっていますが、実務では年800万円を限度額とするケースがほとんどです。

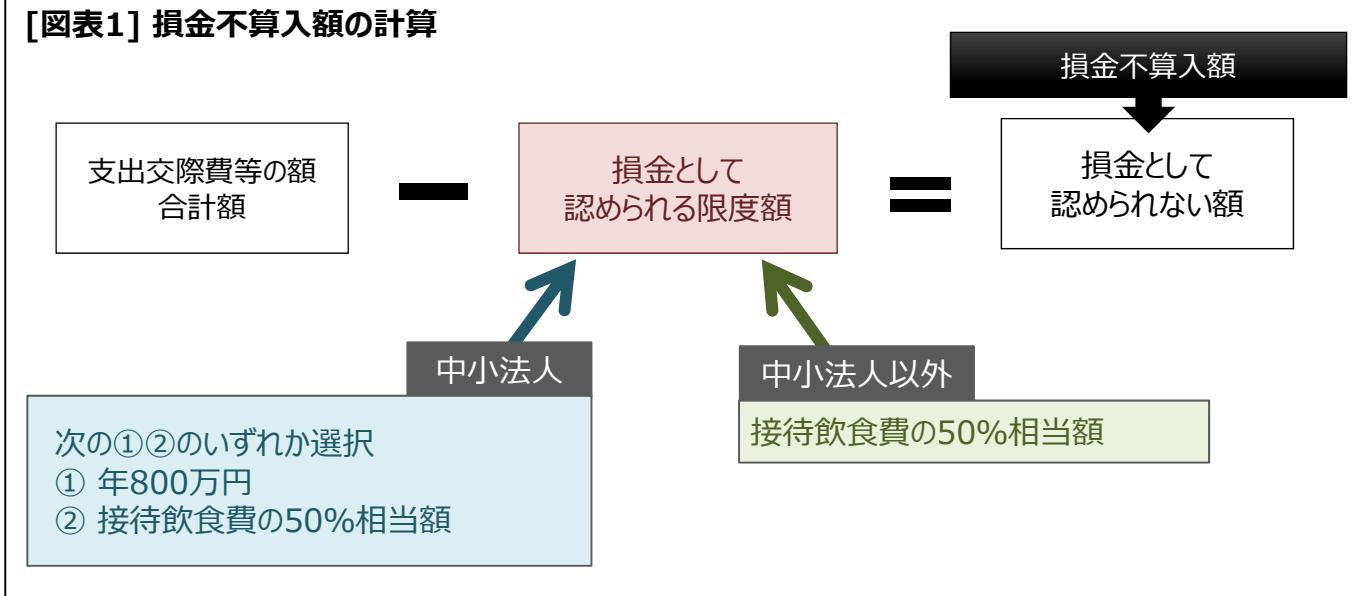
他方、中小法人以外は、接待飲食費の50%相当額しか認められません。

■除かれる5,000円以下の飲食費

ところで、“交際費等”から除外する飲食費として、『1人当たり5,000円以下の飲食費』があります（措法61の4）。ただし、この飲食代等には社内飲食費が含まれていないため、たとえ1人当たり5,000円以下であっても“交際費等”から除外することはできません。

飲食費に係る税務上の取扱いは、次ページにまとめました。ご参考ください。

[図表1] 損金不算入額の計算



[図表2] 飲食費に係る税務上の取扱い

飲食費（福利厚生費や会議費等以外）			
対象	社外含めた飲食（右記以外）		社内飲食※1
1人当たりの飲食費	5,000円以下	5,000円超	すべて
交際費等に該当するか？	交際費等から除外※2	交際費等 (接待飲食費※2)	交際費等 (社内飲食費)
損金（経費）になるか？ ※4	○	50%損金※3	×

※1 専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する飲食費の場合。

※2 飲食の参加者等の明細を記載した書類の保存が必要。保存がない場合は交際費等に該当し、損金不算入の対象。

※3 中小法人は、年800万円までとの選択適用。

※4 中小法人は、交際費等の合計額のうち年800万円（50%損金を選択した場合には、50%損金）を超える部分が損金不算入。

平成30年度税制改正により、これらの交際費等の課税に関する規定がそのまま2年間延長されました。この延長により、平成32年3月31日までの間に開始する事業年度について、引き続き交際費等の支出の把握、さらに接待飲食費の50%相当額を限度とする場合や5,000円以下の飲食費を交際費等から除外するためには、一定の書類の作成と保存等が必要となります。

■ Topics

民泊新法6月15日スタート 課税の取扱いを確認

民泊に関するルールが定められた住宅宿泊事業法（民泊新法）が、6月15日からスタートしました。

この民泊を行った個人の課税は、所得税では原則『雑所得』に該当します。ただしサラリーマンは、給与所得等以外に、この雑所得を含めた所得金額の年間合計額が20万円以下であれば、基本的に所得税の確定申告をする必要はありません（住民税の確定申告は必要です）。

住宅宿泊事業法の概要

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要（年間提供日数の上限は180日（泊）とし、地域の実情を反映する仕組みの創設）
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等）を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）の実施と①②の措置（標識の掲示を除く）の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日

国土交通省 観光庁HP「住宅宿泊事業法 関係法令等 ◆法律 住宅宿泊事業法_概要」より

民泊事業をご検討の際は、課税の取扱いも確認しましょう。

年休の発生要件と出勤率の計算方法

実務において、年次有給休暇（以下、年休）にまつわる相談は多く、特に育児休業を取得している従業員がいる場合、どのように年休を付与すればよいのかといった質問を受けることがあります。そこで今回は、年休の発生要件と育児休業期間中の取扱いについて確認しましょう。

■ 年休の発生要件

年休が付与される要件は2つあり、1つ目が雇い入れ日から6ヶ月継続勤務していること、2つ目がその期間の全労働日の8割以上出勤したことです。

2つ目の全労働日の8割以上出勤しているか否かの判断では、以下の計算式にあてはめて確認します。

[計算式]

$$\frac{(A) \text{ のうち出勤した日}}{\text{労働日とされた日 (A)}} \times 100\% \geq 80\%$$

この計算式の労働日とは、就業規則などで出勤が予定された日のことをいい、休日出勤をしたとしても、休日出勤の日は計算式の分子（労働日の中で出勤した日）・分母（労働日とされた日）ともに日数のカウントに含めません。

■ 出勤したものとみなすものとは

基本的には上記の計算式に基づいて、8割以上出勤したかどうかを確認することになりますが、計算する際に次の①～③は出勤した

ものとみなします。つまり8割を計算する際、計算式の分子・分母いずれの日数のカウントにも含めることになっています。

- ①労働者が業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業した期間
- ②育児・介護休業法により育児または介護休業した期間
- ③産前産後の女性が労働基準法の規定によって休業した期間

仮に計算式のすべての期間で育児休業を取得していた場合、②に基づきすべて出勤したものとみなされ、年休が付与されます。また、育児休業期間の取得時期や取得期間によっては、育児休業期間中に年休の付与日が到来することがありますが、この場合、8割以上出勤していれば、実際に職場復帰していなかったとしても年休を付与することになります。継続して雇用していることには変わりはないため、他の従業員と同様に、付与日が到来すれば付与し、取得せず時効となつた年休については消滅します。



働き方改革関連法案の1つとして労働基準法が改正されることになると、1年に10日以上の年休が付与される人については、年間5日の年休の取得が義務化となります（平成30年6月21日現在）。現状、1年間に1日も年休を取得していない人がいる場合、今後、どのようにして年休を取得させていくのかが課題となります。年休の取得に向けて、業務体制の見直しや職場の雰囲気づくりが必要になるケースもあることから、早めに社内で検討し、取組みを始めましょう。

企業の教育訓練への支出状況

中小企業の賃上げ促進のための税制措置に、賃上げ金額の一定割合を税額控除できる所得拡大促進税制があります。平成30年度税制改正で、教育訓練費増加などの要件を満たすと、税額控除の上乗せができるようになりました。ここでは、企業の教育訓練支援への支出状況をみていきます。

■ OFF-JTへの支出は50%以上に

厚生労働省の調査結果※から、OFF-JT（業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練）や自己啓発（労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動）支援の支出を行った企業の割合などをまとめると、下表のとおりです。

28年度で支出を行った企業の割合は総数で、

OFF-JT52.9%、自己啓発支援26.7%でした。

■ OFF-JTへの平均支出額は1.7万円

次に支出した労働者1人あたり平均額は総数で、OFF-JTが1.7万円、自己啓発支援が0.4万円となりました。

業種によって支出企業の割合や金額に差がみられますですが、OFF-JT支援を重視する企業が多いことがわかります。

平成28年度 業種別OFF-JTおよび自己啓発支援に支出した企業の割合と労働者1人あたり平均額（%、万円）

	OFF-JTに支出した企業の割合	OFF-JTに支出した1人あたり平均額	自己啓発支援に支出した1人あたり平均額	自己啓発支援に支出した費用
総数	52.9	1.7	26.7	0.4
建設業	72.3	2.9	33.5	0.6
製造業	58.2	2.0	27.8	0.2
消費関連製造業	48.3	1.0	19.7	0.1
素材関連製造業	59.1	1.4	25.0	0.4
機械関連製造業	66.3	2.7	38.0	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	83.5	6.1	55.0	0.5
情報通信業	68.6	4.5	48.2	0.4
運輸業、郵便業	41.9	0.9	17.6	0.1
卸売業、小売業	46.0	1.2	23.8	0.2
卸売業	57.2	1.5	31.9	0.3
小売業	37.1	1.0	17.3	0.2
金融業、保険業	75.8	1.7	63.9	0.4
不動産業、物品販貸業	56.7	1.9	33.4	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	67.6	3.4	44.7	0.4
宿泊業、飲食サービス業	31.3	0.4	20.0	0.1
宿泊業	32.4	0.8	20.4	0.2
飲食サービス業	31.0	0.3	19.9	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	40.0	1.0	19.1	0.2
教育、学習支援業	48.6	1.0	22.3	0.4
サービス業（他に分類されないもの）	57.6	0.9	23.8	0.1

厚生労働省「平成29年度能力開発基本調査」より作成

注：平均は費用を支出している企業の平均である。

※厚生労働省「平成29年度能力開発基本調査」

平成30年3月末に発表された、常用労働者を30人以上雇用している民営企業で産業及び企業規模別に一定の方法で抽出した約7,300企業を対象にした調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/104-1.html>

高まるクラウドサービス利用企業の割合

業務の効率化や人材不足への対応などのために、クラウドコンピューティングサービス（以下、クラウドサービス）を利用する企業が増えています。ここでは、今年5月に発表された調査結果※などから、100～299人規模企業のクラウドサービスの利用状況をみていきます。

■ 利用割合が初めて50%超に

上記調査結果によると、平成29年のクラウドサービスの利用割合は50.6%でした。この調査で50%を超えたのは初めてのことです。

主なクラウドサービスの種類別利用割合を、26年の結果と比べると表1のとおりです。

【表1】サービスの種類別利用割合 (%)

	26年	29年
ファイル保管・データ共有	48.9	50.9
サーバー利用	38.1	45.6
電子メール	39.7	44.1
データバックアップ	23.4	35.3
社内情報共有・ポータル	29.8	35.0
スケジュール共有	28.8	32.6
給与、財務会計、人事	18.8	29.2
営業支援	11.1	12.4

総務省「通信利用動向調査」より作成

29年の利用割合が最も高いのはファイル保管・データ共用で、50.9%となりました。26年と比較すると、データバックアップと給与、財務会計、人事の利用割合が10ポイント以上増加しています。間接業務での利用割合が高まっていることがわかります。

■ 80%以上が効果ありと回答

次にクラウドサービスの効果についてまとめると、表2のとおりです。非常に効果があった、ある程度効果があった割合をあわせると、80%を超えてます。

※総務省「平成29年通信利用動向調査」

全国の常用雇用者数100人以上の企業を対象に約7,300企業を抽出して行われ、30年5月に発表された調査です。有効回収率は53.3%です。クラウドコンピューティングサービスとは、ネットワーク上に存在するコンピュータ資源を、インターネット等のブロードバンド回線を経由して、利用者が「必要な時に、必要な量だけ」、役務（サービス）として使用できる技術です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

【表2】クラウドサービスの効果 (%)

非常に効果があった	29.9
ある程度効果があった	52.3
あまり効果がなかった	1.0
マイナスの効果であった	0.3
効果はよく分らない	12.7
無回答	3.8

総務省「平成29年通信利用動向調査」より作成

■ クラウドサービスのメリット

中小企業庁の2018年版中小企業白書によると、クラウドサービスには次の4つの利点があるとされ、コスト負担以外に技術者の駐在が不要になる点が大きいとしています。

- ・サーバー等の設備を自ら保有することが不要。技術者の常駐も不要。
- ・初期導入コストが低い。
- ・データ連携によっては、予約情報から売上データを生成でき、日々の決算が可能に。
- ・企業間連携のツールとしては、クラウドサービスの方がやりやすい。

資金や人材不足に悩む中小企業にとって、導入のハードルは高くないといえます。まだ利用していない企業は、導入を検討していかがでしょうか。

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

2018年8月

お仕事備忘録

- 1. 個人事業者の税金の納付
- 2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）
- 3. 賞与所得税の納付
- 4. 熱中症対策
- 5. 夏季休暇にまつわる諸業務
- 6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

1. 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

例　・個人事業税（第1期分）・個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

2. 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

3. 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所は、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与分も忘れずに納付しましょう。

4. 熱中症対策

暑さのピークを迎えるこの時期は、引き続き熱中症対策が重要です。具体的な対策は、厚生労働省などが発行しているリーフレットを参考に行うとよいでしょう。

5. 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

- ◆配達物の扱い：休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。
- ◆福利厚生の管理：休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。
- ◆パソコン等のデータバックアップ：休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

事務服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

6. 中元、暑中見舞い状の礼状送付

【お礼状の注意事項】

- ・なるべく早く送ること
- ・葉書でも充分
- ・お礼状は、“出す”ことが肝心
- ・「ついでにお礼・・・」は厳禁

お礼状の書式例

〇〇株式会社
〇〇〇〇様

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇〇〇

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度は、結構なお品をご惠贈いただきありがとうございます。書面をもちまして御礼申し上げます。

暑さ厳しき折から、ご自愛下さい。

敬具



2018.8

夏季休暇がある場合には、夏季休暇分の仕事の段取りを整え、取引先への配達、支払や回収などが滞らないように注意しましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	先勝	
2	木	友引	
3	金	先負	
4	土	仏滅	
5	日	大安	
6	月	赤口	
7	火	先勝	立秋
8	水	友引	
9	木	先負	
10	金	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（7月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	先勝	山の日
12	日	友引	
13	月	先負	
14	火	仏滅	
15	水	大安	
16	木	赤口	
17	金	先勝	
18	土	友引	
19	日	先負	
20	月	仏滅	
21	火	大安	
22	水	赤口	
23	木	先勝	処暑
24	金	友引	
25	土	先負	
26	日	仏滅	
27	月	大安	
28	火	赤口	
29	水	先勝	
30	木	友引	
31	金	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税納付（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで